

新潟市事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 4月 1日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第 37 号

新潟市事務委任規則の一部を改正する規則

新潟市事務委任規則（昭和44年新潟市規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表第3のうち2の表中第1項を削り、第2項を第1項とし、同表第3項第14号中「第51条第3項」を「第51条第4項」に改め、同項第15号中「第51条第4項」を「第51条第5項」に改め、同項を同表第2項とし、同表中第4項を第3項とし、第5項第3号を次のように改める。

（3） その他農地中間管理事業に関すること（契約情報の変更に関するものを除く。）。

別表第3のうち2の表中第5項を第4項とし、同表に次の1項を加える。

5 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき、農地中間管理機構から協力を求められた農用地利用集積等促進計画の案の作成に関する事務

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。